

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人	介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------	----------------

## ② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		(株)ナーサリープラットフォーム	
名称:	きゃんばす浦添西原 保育園	種別:	保育所
代表者氏名:	土屋 はるか	定員(利用人数)	78(74)名
施設長氏名:	園長: 島袋 ありさ	(利用室数):	(6)室
所在地:	〒901-2101 沖縄県浦添市西原5-4-12	電話番号:	098-870-0510
開設年月日	平成30年7月1日	ホームページ:	<a href="https://www.living-platform/">https://www.living-platform/</a>
職員数	常勤:(17)名、非常勤:(4)名、計:(21)名		
有資格者の人数	保育士	(15)名	栄養士 (2)名
	幼稚園教諭	(12)名	調理師 (1)名

### 職員の状況に関する事項

	園長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	保育補助兼清掃員
常勤	1名	1名	13名	1名	1名	0名
非常勤	0名	0名	0名	1名	0名	1名

  

	用務員	事務職員	看護師	嘱託医	子育て支援員
常勤	0名	0名	0名	0名	0名
非常勤	0名	0名	0名	2名	0名

施設・設備の概要	保育室、事務所、調理室、園庭、小園庭
----------	--------------------

## ③ 理念・基本方針

<p>法人理念: 共に学び 共に遊ぶことを通して未来の希望を育む</p> <p>基本方針: 養護と教育という両面を重視し、健全な心身を養い生活の基盤になる習慣や態度を育てると共に、異年齢、世代間、異文化交流を通して、多様性を受け入れられる柔軟な思考、感性と自主性の育成を目指します。また、未来を担う子ども達に安心して成長できる環境や質の高い教育を提供し、望むのであれば世界に通用する素地を身につけることができる場を用意したいと思いません。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・視診後の検温等はアプリにて記録配信する為、保護者が確認しやすい状況となっている。</li> <li>・乳児（0～2歳児）の午睡時においてはSIDSチェック表を用いて5分～10分おきにタイマーを使用し、園児の健康状態のチェックを日々行っている。</li> </ul>
【食事】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の栄養士が配置されている為、園独自の献立を立て食育活動や栄養相談等も行っている。</li> <li>・食育につながるよう、2～5歳児クラスにおいて栽培活動も行っている。 収穫した野菜等は園内で調理し、すぐに食することができる。</li> <li>・年長児においては赤・黄・緑の栄養素を分かりやすく表示し、子ども達が楽しく学べるよう工夫している。</li> </ul>
【地域との交流】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の夏祭りへの参加（陽芸橋自治会）</li> <li>・近隣の公園の清掃ボランティア実施（にしぼる公園、他）</li> <li>・近隣の老人デイサービスセンターとの交流（ツクイデイサービス）</li> <li>・当山小学校1年生クラス授業参観及び施設見学</li> <li>・浦西中学校企業体験活動へ招待あり。</li> </ul>
【施設の公開・見学】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時対応している。</li> </ul>

#### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	7月12日（契約・職員説明会）～12月6日（職員報告会）	
	訪問調査	10月18日～19日
	評価結果確定日	2022年12月28日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ( )	

## ⑥ 総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

食事に関しては、食育計画を策定し常勤の栄養士が配置され、自園調理で「ダシからおやつまで手作り」を基本としている。3～5歳児の給食はバイキング形式を実施していたが、コロナ禍で現在は担任がよそい、子どもは好きな量の皿を選んでいる。食器は陶器を使用し、0～2歳児は、声をかけながら手づかみやスプーン、フォークを使用し、2歳児は遊びの中でお箸の練習をし、3歳以上児はお箸が使えるようにしている。子どもたちが食材に触れる体験として、パパイヤとサトウキビを見せて触れさせ、匂いをかぎ、種を観察した後、給食のパパイヤイリチーを子どもたちは興味深く食べている。栽培したゴーヤーは給食で提供される等、食材への興味・関心が高まり、おかわりをする子が増えている。3～5歳児は果物の皮むきや食材のカットをし、誕生日会のフルーツパフェやハロウィーンのパンケーキ作り等を行っている。季節感のある献立として七夕ソーメンや冷やし中華、クリスマスメニュー、ちらし寿司等が提供されている。郷土料理としては、沖縄そばやイナムドゥチ、ゴーヤー・麩チャンプルー、クーブイリチー等が定期的に提供されている。

関連項目：61, 62

#### 2. 家庭と連携して、保護者が安心して子育てができるよう支援をしている。

送迎時に保護者へ園での様子を伝え、システム連絡帳（キッズリー）には日々の様子や保護者に伝えたいことを記入し、写真も貼付している。毎月発行する園だよりやクラスだより、おおきくなあれ（食育情報）、family（子育て支援情報）、ほけんだより等にも園やクラスの方針及び子どもの様子を記載してキッズリーで発信し、子育てのアドバイスなどを行っている。保護者との情報交換の内容は、システムのお便り帳や必要に応じて保育日誌に記録している。保護者からの相談には、「報告・連絡・相談マニュアル」の手順に沿って主任と園長に報告し、対応できる体制となっている。個人面談等は、保護者の事情に合わせて時間を設定し実施している。現在はコロナ禍により保護者は入室できないため、クラス入り口に子どもの作品やコロナ感染症対策等を掲示している。

関連項目：63, 64

#### 3. 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している。

「苦情処理規則」を策定し、苦情対応責任者は園長で担当者を主任保育士とし、第三者委員を設置して苦情解決の体制が整備されている。苦情解決の仕組みは、玄関先と各フロアーにポスターを掲示し、意見箱を各クラスに設置し、保護者には「重要事項説明書」を配布して説明している。苦情報告書を作成している。苦情内容に関する検討の経過や対応策について、苦情対応の結果は園長が苦情を申し出た保護者等に説明し、個人情報に配慮して玄関の掲示板で公表している。苦情への対応として、駐車場の問題には新しいルールを決めて保護者に伝達し、園長が1週間駐車場に立って誘導し、朝の送迎がスムーズになった。土曜日は電話当番の体制を定めて保護者との連絡が速やかに行われるようになった等、改善されている。

関連項目：34, 35, 36

## ◇改善を求められる点

### 1. 中・長期的計画の策定、及び中・長期計画を踏まえた事業計画の策定が望まれる。

中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けて園独自のビジョンを明確にした上で、施設・設備や備品等の整備、人材の確保・育成等、経営面や運営面も含めた中・長期の事業計画とそれに伴う収支計画の策定、及び中・長期計画の年度ごとの計画を、当該年度計画に位置づけて策定することが望まれる。

関連項目：4, 5, 6, 7

### 2. 子どもの権利擁護に対する取組の徹底が望まれる。

子どもの権利擁護については、「職員ハンドブック」で不適切な保育にならないために、プライバシーの保護及び子どもへの言葉かけや対応など、子どもの人権に配慮することの重要性を明示している。「不適切保育防止マニュアル」で「子ども」の最善の利益・人権・人格の尊重に配慮した保育の実施について明示し、苦情処理規則も整備している。子どもの名前は呼び捨てにせず、食事は三角食べを強要しない、準備ができた子またはグループから食べ始める等が明記されている。

「虐待防止マニュアル」が整備され、早期発見のための具体的な方法や園内の情報共有と役割分担等を行っている。昨年度はコロナ禍の在宅勤務を活用し、「虐待防止マニュアル」や「不適切保育防止マニュアル」の読み込み研修が実施されている。虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時に子どもと保護者の様子や子どもの状態の変化に注意を払っている。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者との連携を密にし、家庭訪問等で保護者の精神面や生活状況を把握して予防に努めている。

特に低年齢児において、上記マニュアル等にもとづいた、一人ひとりを大切にされた保育の実施徹底が望まれる。

関連項目：46

### 3. 地域の具体的な福祉ニーズ等の把握、及び把握した福祉ニーズに基づく事業・活動の取組が望まれる。

地域の福祉ニーズを把握するための取組について、年2回開催する運営委員会を通して地域の課題の把握に努めるとともに、保育所として自治会や浦添市社会福祉協議会会員、地域の消防団員としての活動を通して地域ニーズや生活課題の把握に努めている。

地域の具体的な福祉ニーズの把握、及び把握した福祉ニーズにもとづいた事業や活動の具体的な取組が望まれる。

関連項目：26, 27

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園ではこの度、開園5年目という節目で初めて第三者評価を受審する運びとなりました。開園時より職員同士協力しあい試行錯誤しながら現在の「きゃんばす浦添西原保育園」を作り上げ、今日に至るのですが、まだまだ未熟で今回の第三者評価においても、いろいろと改善点が出てきました。

しかし、今回受審し本当に良かったと思う点は、職員一人ひとりの意識が高まったことにあります。現在の状態を維持し保育の質の向上に繋げていけたらと思います。

特に「子どもの人権」については初心に戻り学びなおすことができました。又、保育のプロとして自分の保育観を押し付けるのではなく保護者に寄り添った保育、乳児に関しては「主体的な保育」、幼児に関しては「協同性ある学び」を大切に日々の保育を行っていく等々と共通の課題もできました。

今後も全職員の共通理解を深め、資質向上に努め、更なる成長の課程をお見せできるよう努力していきます。私たちに気づきと学びの機会を下さいました評価者の皆様に深く感謝申し上げます。

## ⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目			評価結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	理念や基本方針については、保育理念と運営方針、保育目標をホームページで公開すると共に、重要事項説明書や事業計画に記載し、毎月の「園だより」やパンフレットにも明記されている。保育理念の「共に学び、共に遊ぶことを通して未来の希望を育む」から、保育所の使命や目指す方向性を読み取ることができる。運営方針は理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となっている。職員には、入職時に「職員ハンドブック」を用いて研修で周知し、毎年3月に職員全体会議で再確認している。保護者等には入園時に「重要事項説明書」をもとに説明するとともに、園内に掲示し、毎月「園だより」を配布して周知している。		
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
着眼点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析については、厚労省のホームページで社会福祉事業全体の動向を把握している。毎月「サマリー」により保育のコスト分析を法人本部に報告している。 保育所が位置する地域における浦添市の「てだこ親子プラン～浦添市子ども子育て支援事業計画」の策定動向を把握するとともに、子どもや保護者等のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集する等、地域の特徴・変化等の経営環境や課題の更なる把握・分析が望まれる。		

項 目			評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
着眼点	○	1 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	2 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○	3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○	4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		経営課題については、各園からの「予実」による分析結果が、毎月開催される法人の園長会で報告されている。本園の課題として光熱水費の高騰が挙げられている。その原因は、1階の一部が半地下的構造のため保育室のカビの発生がひどく、特に壁沿いに置いた棚や絵本等に発生するカビへの対応にある。湿気で床一面が水をこぼしたような状態になる梅雨時は、24時間空調を作動させ、サーキュレーターや除湿機の設置等で対応しており、課題になっている。原因究明の為に社長も状況把握に来られたが、カビ発生の根本的な対策には致っていない状況である。対策として夏場の天気の良い日には、閉園後は空調を停めるなどの工夫をしている。職員に対して空調等の取り扱いへの協力を求め、棚等は壁から離すよう、対策の周知徹底に努めている。	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		c
着眼点		1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
		2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
		3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けて、園独自のビジョンを明確にした上で、施設・設備や備品等の整備、人材の確保・育成等、経営面や運営面も含めた中・長期の事業計画とそれに伴う収支計画の策定が望まれる。	
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		c
着眼点		1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
		3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		園独自の中・長期計画を策定した後に、中・長期計画の年度ごとの計画を、当該年度計画に位置づけて策定することが望まれる。	



項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		c
着眼点	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>事業計画は、保育理念や保育内容、保育時間、職員配置、健康・保健、衛生管理、給食、安全・防災体制、意見や問い合わせの受付、第三者評価、年間行事予定、家庭との連携、虐待防止、秘密保持等の項目で策定されている。保育や運営、財務、人材育成等についてそれぞれに計画されている。事業計画案を3月に園長独自で策定し、検討結果を踏まえて、トップ会議で報告している。事業計画には振り返りや対応策が記入できる枠を項目ごとに設定し、評価結果が書き込めるようになっている。事業計画は4月に職員に配布している。</p> <p>事業計画の策定にあたっては、職員の参画が必要で、事業計画の実施状況等の手順を作成し、手順にもとづいた実施状況の把握、評価が望まれる。</p>	
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		c
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○ 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>事業計画の保護者等への周知については、行事計画や「園だより」をキッズリー(携帯アプリ)で保護者に発信している。各クラス代表の保護者や地域の自治会長、民生委員等で構成される運営委員会が組織され、施設運営等について地域との連携を目的とした意見交換の場となっている。</p> <p>保護者に配布する計画への、職員の研修や会議等も含めた内容の追加、及び保護者等の事業への参加を促す観点から周知・説明を工夫して保護者会等での説明が望まれる。配布した計画は子どもが参加する行事計画の内容となっているためC評価とする。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ 2	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>保育の質の向上に向けた組織的な取組については毎年1回、自主点検チェックリストの項目(保育目標、保育内容、安全への取り組み、健康管理、職員の質の向上、保護者支援、地域との連携、運営等)に基づいて全職員による施設の自己評価(A~D)を実施している。分析と検討は4役によるトップ会議で実施し、項目ごとにコメントを記載し、保育内容については自己評価まとめシートを作成している。例えば保育目標については、「幼児クラスと協力し合い、前年度の反省をもとに改善に努めていった」、「前年度の反省を確認して食事面では、アレルギー4大食材や果物(パイン)などに気を付けて家庭と連携しながら進めている」等が記入され、前年度の評価結果を踏まえて見直しが行われている。評価結果は公表し、第三者評価は今回が初の受審である。</p>	

項 目			評価結果
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
		3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題の明確化と改善策の実施については、自己評価まとめのシートに改善に取り組むべきことが記載されている。評価結果を踏まえ、「小学校や他の保育所等との交流する機会」については、「コロナ禍のため小学校等との交流ができなかった」ことや「研修した内容を全体で共有できる時間があっても良いのでは」等を課題に挙げ、小学校1年生クラスへの保育参加を実施している。</p> <p>保育所全体の自己評価結果を分析した結果による上記の課題について、職員参画による改善実施策を作成し、早めに取り組むことが望まれる。</p>	
<b>II 組織の運営管理</b>			
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着眼点	○	1 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>施設長の役割と責任の職員への表明と職員の理解について、園長の役割や責任については、法人として「経営・管理方針」が明記された冊子が配布されている。施設長自身がキッズリーで保護者に「熱中症対策について」など時期に応じた対策等のお知らせを発信している。職務分掌については運営規程に具体的に規定され、会議や研修等で職員に伝えている。有事(災害・事故等)における園長の役割と責任については、自衛消防隊の編成と任務において園長を自衛消防隊本部長とし、本部長が不在の場合は、主任がその任務を代行すると明記されている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、「コンプライアンス規程」及び「内部通報管理規程」が制定され、コンプライアンス会議の議長は社長とし、法人のコンプライアンス室の室長を責任者と定めている。取引事業者や行政関係者等との適正な関係については、就業規則に「業務に関し直接又は間接に供応、贈与を受けない事」等が明記されている。園内研修で「コンプライアンスについて」や「ハラスメント」等の研修を実施している。法人の株式上場に伴い「インサイダー取引」について研修を実施すると共に、年次有給休暇5日以上の取得状況等については管理システムで把握している。</p> <p>ハラスメントの防止に向けての指針または規程等の整備、及び就業規則の見直し(服務規律、懲戒の事由)等が望まれる。</p>	



項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	<p>保育の質の向上への意欲的な取組と指導力の発揮については、年1回、自己評価チェックリストに基づいて園全体の自己評価を実施している。保育内容については、毎年、自己評価シート(17項目)に取り組んでいる。園長は、地域との連携の中の「小学校や他の保育所等との交流する機会を設ける」や「研修した内容を全体で共有できる時間の確保」について課題とし、職員との共有が図られている。職員に「幼児保育」や「障害児保育」、「食物・アレルギー」、「保育士の虐待」、「SIDS」、「感染症」、「トイレトレーニング」、「ヒヤリ・ハットや報告書の重要性」、「子どもの人権」、「保健衛生・安全管理」等の研修を受講させている。</p> <p>保育内容については指導力を発揮しているが、自己評価チェックリストに基づいた園全体の評価結果による課題の解決に向けて改善策を明らかにした上で、取り組むことが望まれる。</p>		
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、人事と労務、財務等の分析結果は毎月、決められたシステムで法人本部に報告している。人員配置として0～2歳は複数担任制とし、3～5歳は一人担任でフリー保育士を配置している。完全週休2日制を実施し、昼食時間を2交代制にして職員室で落ち着いて食事ができる体制を実施している。駐車場代を無料にし、残業無しの取組等、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。感染症対策としてリモート研修を職員の在宅勤務に位置づけて実施している。法人の方針として栄養士を配置し子どもたちの食育に力を入れ、自園調理による給食やおやつを提供をしている。ICTを活用して業務を改善し、職員は出退勤の時間等を各自のアプリで報告している。保護者には日々の登降園の連絡や連絡帳、園だより、給食だより等のお知らせをキッズリーで配信している。保育料の納入もアプリを活用してカード払いかコンビニ払いとなっている。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	<input type="radio"/>	2 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	<input type="radio"/>	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	<input type="radio"/>	4 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画の確立と取組の実施について、法人のキャリアアップ能力評価基準により人材育成に関する方針が確立され、新任職員にOJTが出来るメンター制度がある。必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画については、法人の方針「新卒者を採用して長期に定着できるような育成を目的とする」との指示が出されている。職員のスキルアップを応援し、処遇改善手当等の対象となる資格一覧を明示して資格取得の取組を支援している。職員採用については、ホームページやハローワーク、福祉人材センター、就職説明会への参加以外に、短大や養成校を訪問して採用計画の説明を行っている。今回の調査期間にも面談の申し入れ等があった。	
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	<input type="radio"/>	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	<input type="radio"/>	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	<input type="radio"/>	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	<input type="radio"/>	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	
コメント		総合的な人事管理の実施については、「期待する職員像」が調査資料の事業所概要に明記されている。職員は年度当初に自己目標と具体案を設定し、年度末に目標の達成状況と今後どうしていきたいかについて毎年自己評価シートに記入している。年度途中と年度末の2回、主任と園長による面接が実施されている。職員の処遇(昇給)については、園長に定額の裁量権があり、自己評価や面接により評価されている。キャリアアップ研修の研修費用や交通費等は法人負担となっている、職員をサポートする制度があり、育休取得後の処遇については、時短勤務を希望する場合は、契約職員とする等、職員が選択できる制度仕組みがある。 人事基準を定め、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価・分析の取組が望まれる。	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	○	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
		7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長である。有給休暇や時間外労働については、パソコンシステムで管理している。年1回、職員の健康診断が実施され、法人として退職金規定を制定し実施している。年に4回、個人面談を実施し、職員が相談しやすい体制に配慮している。今年度は副主任2人体制を実施し、職員の意見が反映しやすくなっている。保育士は全員正規職員とし、短時間パートについては高齢者雇用制度を活用している。産休や育休明けの職員には時短勤務を希望する場合は契約職員制度の配慮がなされている。組織の魅力を高め、働きやすい職場づくりの取組としては、職員の自己評価で「休みがとりやすい」や「働きやすい」等のコメントが多くある。</p> <p>働きやすい職場づくりの改善策について、人員体制に関する具体的な計画への反映、及びハラスメントの禁止についての就業規則の(服務規律、懲戒の事由)等の見直しに期待したい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
着眼点		1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
		3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組については、基本情報に「期待する職員像」が明記され、年4回の個別面談が実施されている。4月に職員一人ひとりが園長と話しあって1年間の目標を設定している。9月の中間面談で目標の進捗状況を確認し、12月は次年度に向けての要望等の確認、3月の面談で振り返りを行って目標達成度を口頭で確認している。</p> <p>「期待する職員像」に沿った目標の設定や目標水準、目標期限を明確にした目標管理が望まれる。</p>		



項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、年間研修計画が作成されている。現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、キャリアアップ研修受講履歴一覧表が作成され、マネジメントや保護者支援、子育て支援、障害保育等、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。研修計画に基づいて、行政機関の専門研修を受講し、園内で「離乳食について」や「保育士の言葉遣いについて」、「虐待について」、「食物アレルギー」、「ハラスメントについて」、「衛生管理マニュアルの周知について」、「コンプライアンス」、「職員ハンドブックの読み合わせ」等、多数の研修が実施されている。救急研修として各クラスで「SIDS」や「熱性けいれん」、「アレルギー」、「誤飲」等の現場実習が行われている。研修計画は3月に園長と主任で見直し、副主任を通して職員の意見を聞いて研修内容の見直しを行っている。</p> <p>保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画への「期待する職員像」の明示、及び職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれる。</p>		
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況が履歴書と資格証で把握されている。新任職員には専門リーダーである職員による個別的なOJT研修が実施されている。法人による階層別研修、施設長や主任、調理師等の職種別研修、子育て支援やアレルギー対応等のテーマ別研修が実施されている。園長は職員会議で外部研修に関する情報を提供し、参加を推奨している。休日等に実施される研修受講の場合は代休を与える等の配慮をしている。昨年度は園長が法人本部と交渉してコロナ禍における在宅勤務時にオンデマンド研修が実施されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着眼点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、実習生受け入れマニュアルが作成されている。基本姿勢として次世代の福祉施設を支える職員の育成を目指すことが明記されている。実習生受け入れ窓口は園長とし、主任保育士とリーダー保育士が現場の指導を担当している。マニュアルに実習生の心得や実習のアドバイス等が明記され、実習で知れた個人情報等について秘密保持の同意を得ることになっている。開園5年目ということ、コロナ禍ということの実習生を受け入れる状況になく、受け入れ実績はない。</p> <p>今後の受入に際しては、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、及び指導者に対する研修の実施、実習期間中における学校側との連携の工夫等、受入れ体制の整備が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
		4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページに法人理念の「感謝と創造」、「持続可能な社会保障制度を構築する」が掲げられ、財務状況等も公開されている。玄関や事務所前に保育理念や基本方針、苦情・相談体制が掲示され、苦情内容及び対応結果の公表については1か月間、掲示している。</p> <p>事業所の理念、基本方針やビジョン等の地域への明示・説明、及び地域へ向けて事業所で行っている活動を説明したパンフレット等の配布が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着眼点	○	1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、就業規則に利益供与の禁止が規定され、運営規程に職務分担が明記され職員に周知されている。保育所における事務・経理・取引等については、毎日、園長が法人本部へ報告する仕組みとなっている。毎年、法人の内部監査室から職員2人による現場監査が実施されている。昨年度はコロナ禍で監査方法をオンラインに変更して実施され指摘事項はない。監査項目は経営方針や請求事務、労務、会計、現金、法令・規程、行政届け出について等となっている。令和3年度は県指導監査はWeb会議で実施され指摘事項はなかった。法人本部は外部の会計監査人による監査が実施され、経営改善を実施している。</p>	



項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○	3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント		<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、基本的な考え方が運営規程や全体的な計画の中で保育所の社会的責任として地域社会との交流や連携を図ることが明示されている。保護者や地域に開かれた保育所として園運営を円滑に推進する目的で民生委員や自治会長、保護者、園長、主任で構成される運営委員会を年2回開催し、要望や意見等が話し合われている。話し合いの中から「園の周辺に街灯がなく、夜間は暗くて不安である」との園側からの話で自治会が街灯を設置している。子どもたちと職員で定期的に地域の公園の清掃を行っている。地域の子育てに関する講演会や「てだこまつり」の案内を掲示して保護者に情報を提供している。例年は3・4歳児が、勤労感謝の日に地域の事業所やスーパーを訪問して手作りのプレゼントを渡していたが、コロナ禍で中止となり現在は囑託医に手づくりのプレゼントを渡している。昨年は浦添市社会福祉協議会主催の車いす体験やアイマスク体験に3歳以上児が参加している。コロナ禍以前は園近くのデイサービスセンターで年長児がダンスを披露する等、交流している。子どもや保護者のニーズに応じて、ファミリーサポートセンターの情報を「キッズリー」で配信して保護者に推奨している。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c
着眼点		1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
		3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力をを行っている。
コメント		<p>ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢の明確化と体制の確立については、ボランティア受け入れ手順に、申し込みの確認や事前打ち合わせ、当日までの準備、配慮等が記載されている。ボランティア受け入れ担当は主任とし、専門学校等との調整や受け入れ時の事前説明等を行っている。ボランティア受け入れについて保護者には園だよりで、子どもたちには毎日のサークルタイムで伝えている。</p> <p>ボランティア受入れの登録手続やボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルの整備、及びボランティア受入れや地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化が望まれる。</p> <p>ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されていないため、判断基準によりC評価となる。</p>	

項 目			評価 結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
着 眼 点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		5 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント		<p>保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、浦添市や中央児童相談所、消防本部、那覇警察署、医療機関等の連絡先を明示したリストが作成され事務所内に掲示されている。近隣の公園や注意を要する場所等が記載された「お散歩マップ」を作成して玄関先に掲示し、保護者にアプリでも配信されている。子育てに関する情報は、職員会議で説明し、情報を共有している。園長は、毎月オンライン(スカイプ)で開催される法人の全国園長会に参加し、主任は3か月に1回開催される全国主任会議に参加している。4歳児の進級に関して、気になる児童についてはスペシャル会議で職員間で情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図っている。支援が必要な子どもに対しては、浦添市の巡回指導の助言を受けている。虐待や不適切な養育が疑われる子どもの対応は、園長が要保護児童対策地域協議会に参加して関係機関と連携している。</p> <p>地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を実施することが望まれる。</p> <p>着眼点5は、地域に適切な関係機関があり、対象外とする。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着 眼 点	○	1 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		2 (保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		<p>地域の福祉ニーズを把握するための取組について、年2回開催する運営委員会を通して地域の課題の把握に努めるとともに、保育所として自治会や浦添市社会福祉協議会会員に加入し、地域の消防団員としての活動を通して地域ニーズや生活課題の把握に努めている。</p> <p>地域住民に対する保育所の機能を生かした相談事業などを通して多様な相談に応じることが望まれる。</p>	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着 眼 点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
		3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		4 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		<p>地域の福祉ニーズ等にもとづく法で定められた社会福祉事業にとどまらない事業・活動の実施について、具体的な計画等を明示し、多様な機関や地域住民等と連携して、福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりへの貢献、地域の防災対策や被災時における備えや取組の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b>			
<b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b>			
<b>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</b>			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント	<p>子どもを尊重した保育については、保育理念に「共に学び共に遊ぶことを通して未来の希望を育む」と明記している。法人で人事考課制度があり、職員は自己評価を実施している。子どもを尊重した保育の実施については、職員ハンドブック(職員研修用)に明示されている。園長は「～はしてはいけません等の禁止語や命令語は使わない」、名前は「さん」づけで呼ぶよう、職員会議で毎年研修を実施して周知している。職員は毎年、保育についての自己評価を行い、項目に沿って子どもの尊重や基本的人権への配慮について把握し評価を行っている。5歳児ではお友達の良いところを見つけた場合は「ハートカード(いいことカード)」で互いに褒めあい、異年齢保育や朝夕の合同保育でお互いを尊重する心を育て、自由遊びの時間には自ら進んで小さい子と遊ぶ子どももいる。名簿は五十音順とし、遊び内容を分けない誰もが参加できるコーナーを設定して性差への固定的な対応をしないよう配慮している。子どもには、世界地図で外国籍のお友達の国や文化等について説明し、保護者には支援の必要な子やアレルギー対応児への支援についても重要事項説明書に明記して互いに尊重する心についての取組を伝えている。</p> <p>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための更なる取組が望まれる。</p>		
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した保育の実施について、職員ハンドブックに排泄やシャワー、着脱時の子どもへの接し方等について配慮すべきことが明示され、毎年ハンドブックで研修が実施され職員へ周知し、理解が図られている。着替えは全裸にならないように着脱の順序について指導し、着替え後の衣類は持参した袋に自分で入れることになっている。トイレにはドアが設置され、プライバシーに配慮されている。保護者へのプライバシー保護に関する周知として、女子の短いスカート着用については、下から半ズボン等の着用を促している。</p> <p>低年齢児クラスの便器の向きが正面を向いているので、パーテーション等の検討が望まれる。</p>		



項 目			評価結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
着眼点	○	1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、ホームページやパンフレット等に理念や基本方針、保育の内容等が紹介されている。電話等で問い合わせがある場合は園長や主任が対応し、見学の希望者には保育所内の見学や説明を丁寧に行っている。保育所を紹介するパンフレットはカラーにし、イラストを入れ、わかりやすい言葉遣いで園での1日の生活が分かるように作成して、市役所のパンフレットコーナーに置いている。重要事項説明書やパンフレット等は適宜見直しを実施されている。	
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		保育の開始・変更における保護者等へのわかりやすい説明については、入園時に重要事項説明書の項目ごとに保護者に確認しながら説明し、最後に質問の時間を設け、同意を得ている。説明にあたっては布団セットやタオル、紙オムツ等を用意して現物を見せて説明し、保護者が理解しやすいよう工夫している。園ではキッズリーの活用について、機器に不慣れな保護者には主任等がサポートしている。配慮が必要な保護者への説明については担当保育士から説明し、さらに園長からもわかりやすく説明がなされているがルール化することが望まれる。	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		保育所等の変更における保育の継続性への配慮について、保育所の変更については市の窓口へ案内している。保育所の変更、特に5歳児については市内の場合は担任が幼稚園等に出向いて説明している。市外への転園の場合は保護者の同意を得て文書で対応している。保育所の利用が終了した後の窓口は園長となっている。保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、保育所の利用が終了した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡すことが望まれる。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
着 眼 点	○	1 (保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みの整備と取組について、日々の保育の中で、やりたいこと等を子どもたちに尋ね、2歳児からの「年長さんと同じエイサーがやりたい」との声には、年長クラスと連携して空いた時間に太鼓を借りて子どもたちの希望をかなえている。年1回、保護者アンケートを実施し、保育運営に対する満足度や要望・意見等を把握している。保護者への個別面談がコロナ禍前は年2回実施されていたが、その後年1回、現在は希望者のみに限定して実施されている。保護者の利用者満足等を把握するため、運営委員会に園長と主任が参加している。保護者アンケートは集計・分析され、園長と主任、副主任のトップ会議で検討して具体的な改善を行っている。</p> <p>子どもの満足を把握する更なる取組が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
着 眼 点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については「苦情処理規則」が策定され、苦情対応責任者は園長、担当者を主任保育士とし、第三者委員を設置して、苦情解決の体制が整備されている。苦情解決の仕組みは、玄関先や各フロアにポスターを掲示し、意見箱を各クラスに設置し、保護者には「重要事項説明書」を配布して説明している。意見箱の側に「みなさまのご意見をお聞かせください」の記入用紙を設置し工夫をしている。苦情報告書を作成している。苦情内容に関する検討の経過や対応策について、今年度は3件の苦情があり、苦情対応の結果は園長が苦情を申し出た保護者等に説明し、個人情報に配慮して玄関の掲示板で公表している。駐車場の問題に関しては新しいルールを決めて保護者に伝達し、園長が1週間駐車場に立って朝の送迎がスムーズに行われ、土曜日の電話当番の体制を定めて保護者との連絡が速やかに行われる等の改善がなされている。</p>		



項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
着 眼 点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と保護者等への周知については、「重要事項説明書」に苦情相談窓口が記載され、「保護者の皆様へ相談・苦情の窓口お知らせ」に相談窓口や第三者委員の連絡先が記載されている。玄関先と事務室前に責任者と担当者、第三者委員の連絡先のポスターを掲示している。保護者からの相談には送迎時や個人面談時にクラス担任が対応し、事務室には、個人情報に配慮した相談スペースが確保されている。</p> <p>重要事項説明書に第三者委員と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会、行政窓口機関の追記が望まれる。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着 眼 点	○	1 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、「苦情処理規則」が整備されている。職員は日々の保育の提供において、保護者連絡用アプリ「キッズリー」で保育内容や子どもの様子を配信し、送迎時及び連絡帳等で意見や相談に対応している。各クラスに意見箱が設置され、年1回保護者アンケートを実施している。相談や意見を受けた際は、速やかに園長に報告し、検討に時間がかかる場合は状況を説明している。保護者からの意見でクラスだより等の紙情報での希望者に対応するとともに、玄関やクラス出入口等に設置している。玄関の外側で記載していた送迎時の記入表を室内に移動し、送迎者の個人情報の記載も必要最小限にする等の改善もされている。</p> <p>対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
		3 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
		6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント	<p>安心・安全な福祉サービスの提供については、「危機管理マニュアル」と「職員ハンドブック」にリスクマネジメントに関する責任者は園長とし、安全・衛生管理リーダーとサブリーダーを配置することが明示され、職員に周知して体制を構築している。事故防止や安全確保の実施について、遊具や門の鍵等は12項目のチェックリストにより安全管理を毎日行い、手すりやトイレ、保育室の机や椅子等は19項目の安全点検チェックリストで破損状況等の確認を毎月実施している。不審者侵入防止策として、園の出入口は施錠してカメラを設置し、開閉時はチャイムで確認できるようにしている。事故報告書や各クラスのヒヤリ・ハット報告書が作成されている。事故は職員会議で再発防止等の検討がなされている。職員研修で「ヒヤリ・ハット、けが報告書はなぜ必要か」、「子どもの転倒、窒息事故、熱中症、溺水、鼻血・切り傷の応急処置」等、安全確保や事故防止に関する研修を受講させている。</p> <p>法人としては収集した事例をもとに再発防止策等の検討が実施されているが、保育所独自での事例の収集と再発防止策の検討、及び事故発生時等の安全確保策の実施状況や実効性についての定期的な評価・見直しが望まれる。</p>		
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組について、感染症対策の責任者は園長とし、衛生・安全管理リーダーとサブリーダーを配置して保健計画が策定されている。「衛生管理・感染症対策・まん延防止マニュアル」や「調理・衛生管理マニュアル」に、食中毒や感染症の予防及び発生時の対応が記載され実践している。職員には通勤時にマスクを着用させ、体調不良時は自宅待機とし、日々の生活における注意喚起を促している。来園者には検温と手指消毒を実施している。子どもの検温は自宅(登園前)及び入室時に実施している。昨年度は感染症が発生した施設の消毒について保育士全員が新型コロナや保健衛生・安全管理等の研修を受講している。テーブルや椅子、おもちゃは毎日消毒している。安全衛生・管理担当者は毎月保健だよりを作成し、感染症の予防や安全確保等について保護者に伝えている。感染症が発生した場合は、「キッズリー」で保護者に一斉配信するとともに、発生状況を玄関に掲示して注意喚起している。感染症マニュアル等は年度末に発生状況の報告と合わせて読み合わせを行い見直している。</p> <p>新型コロナ感染症以外の感染症の対応についても、速やかに対策会議で対応策の検討を実施し、再発防止に努めることが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組として、園長を団長とする自衛消防団が組織され、防災訓練を実施している。不審者、台風・水害・火災・地震等への対応について「危機管理マニュアル」が整備されている。年間災害計画・安全計画を作成して毎月、火災や地震、不審者等を想定した訓練を行い、「引き渡し訓練」も義務付けて実施している。3階建ての園舎の各フロアには、防火扉と階段を使わない避難経路が設置されている。重要事項説明書に広域避難場所やNTTや行政機関等の緊急時の連絡方法(117番)が記載され、年1回保護者を巻き込んだ総合防災避難訓練を実施し、避難場所への移動や緊急連絡網の確認等を行っている。食品や備品類の備蓄リストを作成し、アレルギーにも対応した3日分の食糧やオムツ、哺乳瓶等を整備し、各クラスには非常持ち出しリュックが保管されている。火災訓練は防災計画を作成して訓練結果を消防へ報告しており、地域の消防団に加入している。</p> <p>災害発生時に保育を継続するための計画作成が望まれる。</p>		
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
<b>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>保育についての標準的な実施方法(マニュアル)の文書化と保育の提供については、職員ハンドブックに、保育内容や帳票作成、リスクマネジメント、保護者対応、登降園の対応についての実施方法や注意事項等が明示され、各種マニュアル(乳児保育・SIDSチェック・プール水遊び・熱中症・食物アレルギー)には具体的な実施方法等が記載されている。職員ハンドブックでは言葉かけや対応について、子どもの目線に立ってゆっくり話すことや人権を否定したり、権利を奪ったり、差別したり自尊心を傷つけたりしないよう、不適切な保育にならないための姿勢を明示している。「虐待防止マニュアル」や「不適切保育防止マニュアル」、「個人情報保護マニュアル」には子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護について明示している。新任には個別に職員ハンドブックの研修を行ない、職員には毎年度末の全体研修で職員ハンドブック等の読み合わせをして周知徹底に努めている。</p> <p>職員が標準的な実施方法(マニュアル)に沿って実践できているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	○	1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>標準的な実施方法は法人本部で見直され、園では年度末に全職員で職員ハンドブック等の読み合わせを行い、見直しについては園長から法人へ提案し、検証・見直しに職員の意見を反映させる仕組みがある。今年度は、送迎バスでの事故を受けて、熱中症マニュアルで外遊びやプール遊びの暑さ指数が法人から示され、指導計画に反映されている。</p> <p>保護者からの意見や提案も反映される仕組みの構築に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
着眼点	○	1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
		3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○	4	(保育所)全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
	○	5	(保育所)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
		6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○	7	(保育所)指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の策定については、責任者を園長とし、各クラス担当が作成した指導計画を主任と園長が決済している。アセスメント手法として、入園前の保護者との面談は保育士が行い、保護者が記入する生活状況調査票及び年齢ごとの聞き取り書で保護者の意向等の確認を行い、一人ひとりの指導計画に反映させている。全体的な計画に基づいて年間指導計画や食育計画、保健計画、災害・安全計画、特別支援指導計画等が策定され、3歳以上児を含めた全ての子どもの個別指導計画が作成されている。指導計画(年間計画)は、前任者が作成して次年度の担当者で調整し、月や週計画はクラス担当者間で合議して作成され、週や月の実施状況の評価・反省が記載されている。園長と主任、各クラス代表が参加する毎月の「気になる子会議」で支援困難ケースや気になる子等の対応について検討し、適切な保育の提供に努めている。</p> <p>さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加するアセスメント等に関する協議の実施、及び計画作成にあたり保護者の意向と同意を含んだ手順書の作成が望まれる。</p>	
43	②	定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。	b
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(保育所)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
	コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについて、全体的な計画や年間指導計画は、毎年3月に職員で検討して評価・見直しを実施している。月と週の計画は各クラス単位、各リーダー単位で検討して見直し、子どもの姿を捉え、次のねらいに反映させている。指導計画を緊急に変更する場合は、朝の会議等で、当日の天候や子どもたちの意向を踏まえ、外遊びから室内の制作へ変更したり、登園児童数を勘案して合同保育の実施等もしている。</p> <p>更なる保育の質の向上に向けて、課題を明確にした指導計画の検討・作成が望まれる。</p>	



項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
着 眼 点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>子どもに関する保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有については、保育業務支援システム「キッズリー」と職員専用のライン機能を持つ「WOWTALK(ワオトーク)」を導入し、子どもの情報や指導計画、保育記録の作成、保護者への連絡などを行っている。子どもの状況は統一した様式に記録され、職員間で情報が共有されている。保育内容等の記録については、職員によって差が生じないよう、主任と園長で記録を確認して、言葉遣いや保育の視点等をまとめるようにしている。子どもの体温や体調、活動状況等や登降園時の保護者との連絡事項等はキッズリーに記録され、各クラスの申し送りにも活用されている。感染症の発生等、急を要する情報はキッズリーで各職員やクラスに連絡している。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
着 眼 点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制は、法人として「個人情報保護及び情報開示マニュアル」を整備し、文書管理規定が策定され、記録の保管や廃棄、情報の提供に関する内容が規定され、個人情報管理責任者は園長となっている。個人データについては、IDやパスワード等による認証システムにより管理され、すべての職員及び役員に対して守秘義務が課されている。帳票の管理について、年度末の全体研修で職員ハンドブックの読み合わせが実施されている。園だよりやSNSでの子どもの写真等の配信については個人情報の取り扱いに注意し、個人台帳は施錠できる棚に保管して個人情報保護を遵守している。個人情報の取り扱いについては、入園時に保護者へ説明し、個人情報利用同意書を符している。</p>	



項 目			評価 結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
		2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	<p>子どもの権利擁護については、「職員ハンドブック」で不適切な保育にならないために、プライバシーの保護及び子どもへの言葉かけや対応に子どもへの人権に配慮することの重要性を明示している。「不適切保育防止マニュアル」で「子ども」の最善の利益・人権・人格の尊重を観点とした保育の実施について明示し、苦情処理規則も整備している。子どもの名前は呼び捨てにせず、オムツ交換は優しい言葉かけで行い、食事の順番は三角食べを強要しない、準備ができた子からまたはグループから食べる等が明記されている。「虐待防止マニュアル」が整備され、早期発見のための具体的な方法や園内の情報共有と役割分担等を行っている。子どもの発達支援や保護者支援を検討する場として「気になる子会議」を毎月開催している。昨年度はコロナ禍の在宅勤務を活用し、「虐待防止マニュアル」や「不適切保育防止マニュアル」の読み込み研修が実施されている。虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時に子どもと保護者の様子や子どもの状態の変化(入浴や着替え時に身体のおざ等の点検)に注意を払っている。不適切な養育とある恐れがある場合は、職員間で情報を共有し、保護者との連携を密にする、若しくは家庭訪問を実施して、保護者の精神面や生活状況を把握して予防に努めている。</p> <p>特に低年齢児において、マニュアルに基づき主体性を大切に保育の徹底が望まれる。 取組が充分でないためC評価となる。</p>		
A-2-(1) 全体的な計画の作成			
47	A②	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
着眼点	○	1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりえて作成している。	
	○	2 全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	6 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	
	○	7 全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	
コメント	<p>全体的な計画は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、法人の理念と方針のもと、保育所の保育理念と保育方針や目標が位置付けられている。保育所保育指針上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、子どもと家庭の状況や保育時間を考慮して養護と教育を一体的に行い、各領域や子どもの発達過程、小学校との連携(接続)、健康、食育、安全、災害、子育て支援など、園の保育理念にもとづいて作成されている。全体的な計画は、各クラス担任とグループリーダーによる見直し後、園長の責任の下、次年度の計画を作成している。特色ある保育として全年齢の食育の取組や3歳以上児の運動遊びや珠算、英語の取組が計画に位置付けられている。</p> <p>全体的な計画の評価・見直しの内容について、明文化することに期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	着 眼 点	<input type="radio"/> 1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		<input type="radio"/> 2 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		<input type="radio"/> 3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		<input type="radio"/> 4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		<input type="radio"/> 5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		<input type="radio"/> 6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温・湿度計が設置され、エアコンで温度を調整し、換気を適宜行い、感染症対策を含めて適切な状態を保持している。園内の設備用具の点検は、毎日と6か月毎の規則に沿って行い、安全を確保している。トイレや手洗い場、沐浴室は毎日1回職員が清掃し、ゴキブリ等の害虫駆除を行っている。エレベーターの保守点検は毎月、水質検査は調理で毎朝を行っている。玩具の消毒は午後、テーブルや椅子などは食後とおやつ後に消毒している。布製の玩具の洗濯やコットのふき取りは毎週行っている。家具等には転倒予防マットを敷き、各保育室には簡易ベッドやタオルケット等が収納できる場所が確保され、部屋の隅には空間がある。</p> <p>部屋の奥まった場所(空間)を利用して、子どもがくつろげるコーナーとなるよう環境の工夫や小便器の仕切り設置が望まれる。</p>	
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
	着 眼 点	<input type="radio"/> 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		<input type="radio"/> 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		<input type="radio"/> 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		<input type="radio"/> 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		<input type="radio"/> 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		<input type="radio"/> 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、職員ハンドブックに子どもへの言葉かけや対応が明記され、食事や排泄の自立にむけては、個人差に配慮した支援や多様性を受け入れられる柔軟な思考、感性と自主性の育成を目指すことあり、子どもを尊重する姿勢については一人ひとりのリズムや発達に合わせて行うことも記載されている。3歳以上児では食事の量や排せつのタイミングなど一人ひとりのリズムや発達に合わせて保育され、苦手な活動に対しては無理強いせず、保育者は子どもに寄り添いながら友達の様子を見て気持ちの切り替えができるような支援をしている。</p> <p>建物の構造や職員シフトによる朝夕の保育室移動の際の保育者の言葉かけ、及び0～2歳児の保育については、「職員ハンドブック」に沿った対応が望まれる。</p>	

# 項 目

評価  
結果

50 A⑤ ③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

着眼点

- 1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- 2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- 3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- 4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- 5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

コメント

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境を整備した援助については、全体的な計画で「基本的生活習慣の確立」が記載され、各年齢の指導計画においても年齢別に基本的生活習慣が身につくための発達過程を考慮し、支援が行われている。特に「食事」については、「食育計画」に基づき、全年齢の年間・月・週指導計画に「食育」として安定した人間関係の中で・離乳食から幼児食への移行や、保育者と友達と楽しい雰囲気の中で食べ方や食べられる食材を広げ、一人ひとりの様子を受け止めながら挨拶やよく噛むこと等食事のマナーを身に付け、自分の体に必要な栄養素バランスに気づくような支援を行う等、一人ひとりに合わせた対応をしている。クラスは個別の持ち物をしまう空間があり、1歳児クラスから自分の持ち物を出し入れできるように工夫され、子どもに分かりやすいように表示し登降園時や着脱時に自分で片付け、準備ができる工夫をしている。3歳以上児では食事の量やタイミングなど一人ひとりのリズムや発達に合わせて保育されている。自分でやろうとする気持ちがはぐくまれるように、職員間の連携や共有を行い、保育者の援助に差が生じないように「職員ハンドブック」に添ったが対応が望まれる。

51 A⑥ ④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

着眼点

- 1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。
- 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- 4 戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。
- 5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- 7 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- 8 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- 9 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- 10 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

コメント

子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、2歳以上のクラスでは、集団活動後やおやつ後に複数の遊びをコーナーが設置され自分で遊びを選んでいる。屋上の園庭や、近隣の公園、室内ではリミックや体育あそびで体を動かしている。季節の風や日差し、雨上がりの散歩や園庭や菜園でクラス名になっているサウキビヤやハイビスカス、パパイアを育て、近くの公園でバッタや蝶、せみなどの昆虫やタンポポなどの植物に触れ、グッピーの飼育を通して季節や自然の変化を感じるような保育が展開されている。じゃんけん列車、はないちもんめ、ドッチボール等様々なルールのあるゲームを体験し、5歳児は魚製作から友だちと話し合い保育室にきゅんぱす水族館を作るなど子どもが協働に取り組めるようにしている。朝の会や4歳児からの当番活動、日常の遊びの中でのトラブルを解決する時に保育者は、自分の気持ちの表現の仕方や相手の気持ちに気づけるような関わりを通して、ルールや行動のしかたを身に付けるように支援している。近隣の公園の清掃ボランティアに取り組み、コロナ禍以前は地域のデイサービスや小規模保育園との交流もあったが現在は中止している。色紙、絵具、空き箱や新聞紙、粘土等での製作活動や友達とダンスや歌を歌うことで、表現活動が楽しめる環境を整え、保護者が見学しやすいように展示の工夫がされている。子どもが主体的に遊びに関わり活動が継続できるように、遊びの内容や準備、片付け等子ども自ら環境構成に取り組めるよう配慮し、主体的な活動への支援が望まれる。

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○ 1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○ 2 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○ 3 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		○ 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○ 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○ 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	<p>乳児保育(0歳児)における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法への配慮として、室内は畳間とマットを敷いた床間に仕切られ、ずり這いやハイハイ、つかまり立ちができるスペースが用意され、安全に配慮されている。畳間から庭の芝生に触れ、屋上や近所の散歩で外気浴や日光浴ができる。食事や着脱、オムツ交換などの際は、「・・・発達や健康状態を把握し、安定した心地よい生活ができるようにする」「甘えや不安をその都度受け止め・・・」等、特定の保育士が応答的に関わっている。登園後は乳児の状態や食事、排泄、睡眠、体温など一人ひとりの状態を把握している。食事量や睡眠、排せつ等についてはキッズリーを使って記録や写真で保護者に伝えている。朝夕の送迎時は1歳児と合同で過ごしており、朝の担任への引き継ぎはその後に行われている。</p> <p>乳児が自分で絵本や玩具などを取り出し、探索活動が十分に行えるような環境の工夫、及びオムツ交換や着脱などの0歳児からプライバシーに配慮した対応、食事等は「職員ハンドブック」に沿った対応が望まれる。</p>	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		○ 2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		○ 3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		○ 4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
		○ 5 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。	
		○ 6 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
		○ 7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	<p>3歳未満児(1・2歳児)の保育については、環境構成や配慮に「子どもの不安や欲求を受け止め・・・」や「保育者に見守られ・・・援助されながら・・・」、「自分でしようとする気持ちの芽生えを大切に・・・」等、保育者との信頼と愛着関係を土台に自我の表出や探索活動が十分に行えるように記録している。登降園時の合同保育や園庭遊び、散歩、土曜日保育では異年齢児との関りがある。1歳児は、梅雨時に室内で体を十分に動かせるような運動遊びを多く取り入れ、園庭遊びや散歩で日差しや風等の自然に触れ、言葉で表現できない子どもが表情や仕草で伝える気持ちを受け止め、玩具を取り合う場面では、その都度言葉かけを行い友だちとの物の貸し借りができるように環境整え、配慮している。2歳児はスプーン等で食べることや排せつ、手洗い、身支度などを自分でやりたい気持ちや自分ですることが楽しいと感じられるような言葉をかけ、自分で出来た喜びを味わえるような関わり、支援がある。ままごとや粘土遊びなどで友達と同じことをする並行遊びから自分で作った料理や粘土を保育者や友だちに食べさせたり見せたりする、子ども同士の関わりがある。玩具の奪い合いでは自分の気持ちを言葉や仕草でなかなか伝えられず手が出てしまう子どもを保育者が受け止め代弁しながら表現の仕方を知らせていく保育が実践されている。毎日の健康状態や日中の状況は、登降園時やキッズリーで保護者と連携し、クラス便りや個人面談などで子どもの成長を共有している。</p> <p>食事や排せつ等、「職員ハンドブック」もとづいた具体的な取り組みが望まれる。</p>	



項 目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 <input type="radio"/> 2 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 <input type="radio"/> 3 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 <input type="radio"/> 4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
	コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法の配慮として、3歳児は、4月入園や進級で不安に思う子どもに対し、興味を引くような玩具を用意し落ち着ける場所を確保し、食事や排せつ身支度等子どものペースで進め、子どもの不安に丁寧に応じることで、安心して集団での過ごし方や新しい活動などに挑戦する態度を身につけている。コーナー遊びの内容や玩具はクラスの話し合いで決め、散歩や園庭遊び運動遊びでは意欲的に全身を動かし、季節の変化や自然物(植物や昆虫)に触れ、異年齢児との関わりの中で安全に配慮し活動を行っている。一人一人の発達状況に合わせながらも集団の中で友だちと一緒に活動することが楽しいと感じられるような環境を整え行動できる様に支援している。友だちとの言葉のやり取りで互いに嫌な思いをしないように、絵本の読み聞かせを通して「チクチクする言葉」と「ふあふあ言葉」の違いに気付かせるようなかわりをしていく。4歳児は発達支援児が2人おり、4月から当番カードを作成することで園での自分の役割を意識し、当番活動に意欲的に取り組めるようにしている。身の回りの始末や食事の準備片付けなどを自ら行動できるように生活の流れを絵で表示し、着替えなど時間内に出来るよう頑張り表にシールを貼って、達成感を味わえるようにしている。自分で選んだ素材で製作し遊ぶ中で自分のイメージしたものを表現することが出来ている。5歳児は写真を活用した当番表を用意し、子ども自ら進んで当番活動を行っている。友だちに対する行動や、安全に過ごすことなど言葉で表現し、友だちの気持ちの理解や、安全に行動するための話し合いの場がある。苦手な活動に友だちと教えあい励まし合いながら挑戦している。3歳児から5歳児までの運動遊び珠算、英語遊びにおいて子どもが楽しく参加できるよう時間や内容の工夫があり、不安や苦手感のある子どもへの保育者の支援が十分に行われている。製作活動では、お道具箱が用意され自分でハサミやクレヨンを用意し、空き箱や色紙、絵具、粘土等を一人で時には友だちと協働して表現活動を楽しんでいる。</p> <p>子どもが遊びや活動に意欲的に、また友だちと一緒に取り組めるような環境構成を支援し、コロナ禍においても子どもの活動を保護者や地域就学先に伝える工夫、3歳児から5歳児までの運動遊び、珠算、英語遊びにおいて専門の指導者と連携し指導計画の作成が望まれる。</p>	
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 <input type="radio"/> 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 <input type="radio"/> 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。 <input type="radio"/> 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 <input type="radio"/> 5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 <input type="radio"/> 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 <input type="radio"/> 7 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 <input type="radio"/> 8 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育の内容や方法への配慮として、今年度は対象児2人がおり、児童デイや発達支援センターと連携し、障害児保育を実施している。建物設備について3階建ての園舎には、エレベーターがあり、室内とトイレの段差はない。入園前に保護者や子どもの面談を行い、障害児保育年間指導計画が作成され、クラス指導計画と連動させて個別計画を作成し個人記録をしている。入所前から関係機関と連携し、年間2回浦添市による巡回指導を受け支援児が集団の中でどのように関わるかどのような支援をするか具体的に指導助言を受けている。毎月障害児保育対象児以外にも気になる子どもの様子を共有し、対応について話し合いがされている。他の保護者に障害のある子どもの保育について重要事項説明書等に掲載し周知されている。</p>	

# 項 目

評価  
結果

56	A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○	1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○	2 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
		○	3 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
		○	4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
		○	5 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○	6 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
		○	7 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	コメント		<p>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境整備と保育の内容や方法への配慮については、全職員で時差勤務を行い、朝夕の登降園に対応している。延長保育は毎日数名が利用している。おやつはおにぎりやサンドイッチなどを手作りに対応している。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもについては、口頭やシステム連絡帳により引継ぎを行っている。7時15分から8時30分までと17時半頃から降園までは、異年齢児合同で過ごしている。</p> <p>指導計画に長時間保育の位置づけを明確にし、異年齢児と過ごす時間においては家庭的でゆったりと過ごせるような工夫等の配慮が望まれる。</p>	
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)にもとづく保育の内容や方法、保護者との関わり等に配慮している。	b
	着眼点	○	1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
		○	2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○	3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○	4 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		○	5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
	コメント		<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の指導計画に小学校との接続が位置付けられ、アプローチカリキュラムを作成し、それに基づいて教育・保育が行われている。当山小学校主催の保幼小連絡協議会に出席し、小学校との円滑な接続に向けた情報交換等が行われ、小学校との接続カリキュラムについて1年生の小学校教諭と意見を交換し、助言を得ている。小学校を訪問し子どもが授業参観を通して、小学校の生活の見通しが持てるよう取り組んでいる。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた保育所指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。障害を持っている子どもや気になる子どもの場合は対面での引継ぎを実施している。</p> <p>保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような支援が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
	着眼点	<input type="checkbox"/> 1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 <input type="checkbox"/> 2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 <input type="checkbox"/> 3 子どもの保健に関する計画を作成している。 <input type="checkbox"/> 4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 <input type="checkbox"/> 5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 <input type="checkbox"/> 6 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 <input type="checkbox"/> 7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
	コメント	<p>子どもの健康管理については、保険計画が作成されている。「感染源を持ち込まない」方針のもと、0～2歳児室は保護者の入室を禁止し、職員はスリッパを脱いでいる。「登園時は視診の時間」と位置付け、家族に登園前の健康チェックをお願いし、検温(玄関と保育室前)をして体調等を各クラスの健康観察シートに記録している。保育中の体調悪化やけが等は、必要に応じて写真を付けてアプリで送信するとともに電話でも報告して対応している。年間の保健計画が作成され、子どもの健康状態に関する情報は、「引継ぎノート」とワオトーク(職員用ライン)で共有し、迎え時に保護者に伝えている。子どもの健康に関する情報は、入園時とその都度、家族から報告を受けて児童健康台帳に既往症や予防接種年月日等を記載している。保護者に対しては「ほけんだより」で保育所の健康に関する取組について伝え、重要事項説明書で健康管理や服薬・感染症の取り扱い等について説明している。乳幼児突然死症候群(SIDS)対策については、職員に研修を受講させ、SIDSチェックマニュアルに沿って睡眠時の体位を確認(0歳児は5分、1～2歳児は10分間隔)し、記録している。保護者に対するSIDSに関する情報は、入園時に説明し、玄関先とクラスにポスターを掲示して周知している。</p> <p>作成されているSIDSチェックと熱中症のマニュアルも含めた健康管理に関するマニュアルの策定、及び溶連菌等感染症発生の実状に応じた保健計画の見直しが望まれる。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	着眼点	<input type="checkbox"/> 1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 <input type="checkbox"/> 2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 <input type="checkbox"/> 3 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
	コメント	<p>健康診断や歯科健診の結果の保育への反映については、健康診断と歯科健診を年2回、実施して関係職員に周知し、児童健康台帳に記録されている。健診結果は保護者に手紙で報告し、必要に応じて受診をすすめ、受診結果を提出させている。子どもには、虫歯のうたや絵本、紙芝居を通して健康管理の大切さを伝えている。保健計画に歯磨きも位置付けているが、コロナ発生後に歯磨きを中止し、3～5歳児は担任によるうがい指導が行われている。</p> <p>健診結果については、集計・分析して課題を抽出し、保健計画に反映させることが望まれる。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの対応については、現在、アレルギーのある子どもはいないが、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」が作成されている。卵アレルギーの子ども(0歳児)に対して、医師の指示書に沿って保護者と連携し、除去食で対応した結果、1年で解除した事例がある。その時は、職員会議で顔写真とアレルギー物質、対応方法を全職員で共有し、プレートを別にして名前を付け、職員同士で声をかけ、ダブルチェックにより食事が提供されている。気管支喘息やアトピー性皮膚炎等の慢性疾患等のある子どもは、保護者と連携を密にして見守りながら対応している。職員は食物アレルギーについての外部研修を受講し、マニュアルに沿った園内研修を毎年、実施している。アレルギー対応については、重要事項説明書に記載して入園時に他の保護者にも除去食や代替食について説明している。	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント		<p>食事に関しては、全体的な計画に基づいて食育計画が策定されている。常勤の栄養士が配置され、自園調理で「ダシからおやつまで手作り」を基本としている。3～5歳児の給食はバイキング形式を取り入れている(コロナ禍で現在は担任がよそい、子どもは好きな量の皿を選んでいる)。食器は陶器を使用し、テーブルや椅子は年齢に応じた高さになっている。0～2歳児は、声をかけながら手づかみやスプーン、フォークを使用し、2歳児は遊びの中でお箸の練習をし、4歳ごろから箸を使用している。4歳から当番活動があり、4～5歳児は子どもが配膳(コロナ禍以前)し、3歳以上児は各自で食器を片付けている。子どもたちが食材に触れる体験として、4～5歳児にパパイヤとサトウキビを見せて触れさせ、切って匂いをかぎ、種を観察した後、給食でパパイヤイチーが提供され、子どもたちが興味深く食べている様子はキッズリーで保護者に発信されている。栽培したゴーヤーは給食で食べ、人参やジャガイモ、玉ねぎでカレーパーティーをする等の活動を通して、食材への興味・関心が高まり、おかわりをする子が増えている。毎月の給食会議で各クラスの取組や個々の子どもの摂食状況を話し合い、個別に検討して対応されている。食育活動として、3～5歳児は皮むきや食材のカットをし、クッキングで誕生日会のフルーツパフェやハロウィーンのパンケーキ等を作っている。献立表と給食便りをアプリで配信し、保護者の「どのくらいの量を食べさせたらよいか」の相談には、各クラスの給食サンプルの写真に食事量等を記載して回答している。離乳食についても口や消化器官の発達に合わせて、期毎に硬さや食べる量等の情報を発信している。偏食への対応については保護者と連携し、好きなものから食べさせ、苦手なものは「1回、食べてみようか」と声かけして少量からチャレンジさせ、友だちの「おいしいよ、食べてみて」の後押し言葉も得て支援している。</p> <p>クラス全員が一斉に食べているが、子ども一人ひとりの食のリズムに配慮した食事の支援に期待したい。</p>	



# 項 目

評価  
結果

62 A⑰ ② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

着眼点

- 1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。
- 2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- 4 季節感のある献立となるよう配慮している。
- 5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- 6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- 7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

コメント

子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、職員ハンドブックに食事や調乳についての留意点が記載されている。子どもの発育状況や体調等を考慮した調理の工夫として、硬さや切り方についてはクラス担任と連携している。家庭で食べない食材も取り入れ、肥満対策として油を使わないスチームコンベクション(蒸す、加熱)を利用している。イナムドゥチは子どもや職員に人気があり、黒米はカレーに入れると食べてくれることを把握し対応している。検食と残食については毎月の給食会議で状況が報告されている。季節感のある献立として、七夕ソーメンや冷やし中華、モチ米を使わないみたらし団子、クリスマスメニュー、ちらし寿司等が提供されている。沖縄料理としては、沖縄そばやイナムドゥチ、ゴーヤー・麩チャンプルー、ケーブイリチー等が定期的に提供されている。栄養士や調理員が下膳の際に子どもたちと会話する機会があるが、コロナ禍によりできない状況である。幼児クラスでは「いのちのたべもの」や「よしおくんがぎゅうにゅうをこぼしてしまったおはなし」等を読み聞かせ、乳児クラスでは「月ようびはなにたべる?」を歌っている。4歳児は担任が食事中の姿勢や食器の並べ方・持ち方のスタンプカードを作り、クリアしたらシールを貼る取組がある。「衛生管理・感染症対策・蔓延防止マニュアル」に沿って、栄養士を中心に保育室や調乳室、及び職員の衛生管理と清掃、消毒等が行われている。

残食調査はクラス別、献立別に記録して集計・分析して、給食会議で検討し、献立や調理方法等の改善、工夫に反映させることに期待したい。

## A-3 子育て支援

### A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63 A⑱ ① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

着眼点

- 1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- 2 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- 3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- 4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

コメント

子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、送迎時に保護者へ園での様子を伝え、システム連絡帳に日々の様子や保護者に伝えたいことを記入し、適宜写真を添付している。園だよりやクラスだより、「おおきなあれ」(子育て支援)を通して、園やクラスの方針及び子どもの様子や成長過程を伝えている。情報交換の内容は、システムのお便り帳や必要に応じて保育日誌に記録している。

気になる保護者への対応や保護者からの相談への対応の記録に関するマニュアルの整備に期待したい。

		項 目		評価結果
A-3-(2)保護者等の支援				
64	A⑱	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
		○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
		○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		○ 4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		○ 5	相談内容を適切に記録している。	
		○ 6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント	<p>保護者が安心して子育てができる支援については、保育士が保護者から相談を受けた場合、「報告・連絡・相談マニュアル」の順に沿って主任と園長に報告し、対応する体制となっている。登降園時に保護者とコミュニケーションを図り、電話やシステム連絡帳(お便り帳)で気軽に話せるように信頼関係の構築に努めている。家庭での子どもの様子を確認し園での様子を伝える面談等は、保護者の事情に合わせて時間を設定している。コロナ禍により入室できないので、クラス入り口に子どもの作品を展示し、コロナ感染症対策を掲示し、子育て情報に特化したfamiliだよりを発信して子育てのアドバイスを行っている。コットの使用により布団の持ち帰り不要で保護者の負担軽減になっている。支援が必要な子どもへの保育支援として、関係機関の臨床心理士による巡回相談の対応もされている。</p> <p>コロナ感染症対策を行いながらの保育参加や個別面談が実施できる取組の工夫が望まれる。</p>		
65	A⑳	②	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	着眼点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
		○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
		○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
		○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
		○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
		○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、「虐待防止マニュアル 不適切保育防止マニュアル」があり、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(登園時の服装や食事の様子、入浴や着替え時の身体の青あざ等)に注意を払っている。虐待が疑われる場合は、主任や園長に報告し、情報を共有して関係機関に連絡するなど対応策が図られている。要保護児童対策地域協議会に参加し関係機関と連携している。職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などを早期発見、対応及び予防のための研修を実施している。職員の不適切な保育(虐待)等の防止に関する理解を促すため、法人として子どもの人権擁護を目的に、保育の具体的な内容について年1回以上チェックシートを利用し、不適切な保育防止の確認に努めている。</p>		

項 目			評価結果
A-4 保育の質の向上			
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
66	A⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
着 眼 点	○	1 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
	○	2 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
	○	3 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
	○	4 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
	○	5 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
	○	6 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
コメント		<p>保育士等の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上については、保育士等は年度当初に「自己評価シート」に目標と具体的な取組案を設定し、園長面談を実施している。年度末に自己評価結果にもとづいて5段階で評価し、自己評価の理由と今後どうしていきたいかについて記録が提出され、公表されている。保育士の自己評価シートは17項目で60の細目について評価している。評価項目には「子どもの気持ちに寄り添い、愛情を注ぎ、適切な助言をしながら信頼関係を築けている」等、子どもの心の育ちに配慮された質問も設定されている。「子どもの発達過程を理解し、一人ひとりの発達に合わせて援助している」や「守秘義務を遵守し子どもや保護者の個人情報、園、会社の機密情報を外部に話していない」等、意識や専門性の向上に関する内容項目も含まれている。</p> <p>保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげることが望まれる。</p>	